

歯科健診実施要項

1. 当健康保険組合ホームページより必要書類を打ち出す。

「歯科健診実施のお願い」・「歯科健診受診票」・「歯科健康診査票」を打ち出し「歯科健診受診票」と「歯科健康診査票」の太枠に必要事項を記入しておく。

なお、「歯科健診補助金申請書」につきましては、歯科健診受診後の補助金申請の際にご提出ください。

2. 「兵庫県歯科医師会」のリンク先より希望医療機関を選択する。

当健康保険組合ホームページの「歯科健診」にあります「兵庫県歯科医師会」のリンクより歯科健診の希望医療機関を選択してください。

なお、兵庫県外の方も、歯科健診（全額自己負担）として歯科医院で受診された場合は補助金支給対象といたします。

3. 電話で予約する。

希望医療機関へ電話予約する際「兵庫トヨタ自動車健康保険組合の歯科健診で受診票あり」と伝える。

4. 歯科医療機関で受診する。

「歯科健診実施のお願い」・「歯科健診受診票」・「歯科健康診査票」及び被保険者証カードを持参して受診する。

※ 歯石除去や治療が必要となった場合、保険治療となり一部負担金が生じます。

健診期間 平成30年7月2日（月）～平成30年12月26日（水）

5. 健診費用を支払い、補助金の申請をする。

歯科医療機関より「領収書」を受け取り、「歯科健診補助金申請書」に必要事項を記入して、「領収書」をホッチキスで留めて、貴殿の会社人事部・総務部経由で、健康保険組合へ送付する。

※ 請求は1回限りとなりますので、期限までに必ず請求してください。

補助金申請期限（各会社到着日） 平成31年1月18日（金）

「歯科健診補助金申請書」の用紙は、支給方法が会社によって個人宛振込と会社の給与振込の2種類の対応に分かれますので、間違えのないように印刷して提出してください。

郵送型歯周病検査実施要項

1. ホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・検査機関へFAXする。

申込期間 平成30年7月2日（月）～平成30年12月7日（金）

2. 検査機関より、申込時の住所宛てにキットが届く。

申込の時に記入された住所（自宅・会社等）にキットが届きます。

※検査機関に申込書が到着してから約2週間でキットが届きます。

3. 唾液を採取して、ポストへ投函する。

できるだけ早期に、キットで唾液を採取し、同封の封筒に入れてポストへ投函するようお願いいたします。

検体返送締切日 平成30年12月26日（水）

4. 約2週間後、検査結果が届く。

検査結果より「所見あり」となった場合、早めに歯科医院で受診いただきますようお願いいたします。

なお、検査結果で「所見あり」で歯科医院に受診されても、補助金の支給はできませんのでご注意ください。